

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

# 1 【速報】年収の「103万の壁」「106万の壁」見直されたら？

 施行日：未定（現在法案審議中）

 所得税法・厚生年金保険法 他

連日報道されているように、現在政府・国会でいわゆる「年収の壁」の議論が活発に行われている。さらに厚生労働省は11月15日に行われた社会保障審議会の年金部会にて、社会保険上の「年収の壁」である「106万の壁」の撤廃を行う案を発表した。加えて、社会保険の適用における企業規模の要件も撤廃する方針を示している。

所得税にかかわる「103万の壁」と併せて「106万の壁」の撤廃も決定した場合、これまでこれらの「年収の壁」によって働き控えをしていた労働者が働き方を見直す可能性がある。これによって、新規採用に悩む企業の生産体制確保に期待ができる。一方で、社会保険加入者の増加による事務手続きや、事業主が負担する社会保険料額が増えるといったデメリットもある。

「103万の壁」「106万の壁」いずれも現時点で決定情報ではないため、今後の動きに引き続き注意して見守りながら、改正時には速やかに対応できるよう、現時点で可能な準備をしておくことが望ましい。

【厚労省 11月15日審議会資料】 <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001332348.pdf>

適用要件	現在	発表された方針
賃金	月収8万8千円以上 (年収約106万)	撤廃
企業規模	従業員51人以上 (2024年10月～)	撤廃
労働時間	週20時間以上	維持
対象者	学生ではない	維持

※決定事項ではないため注意すること。

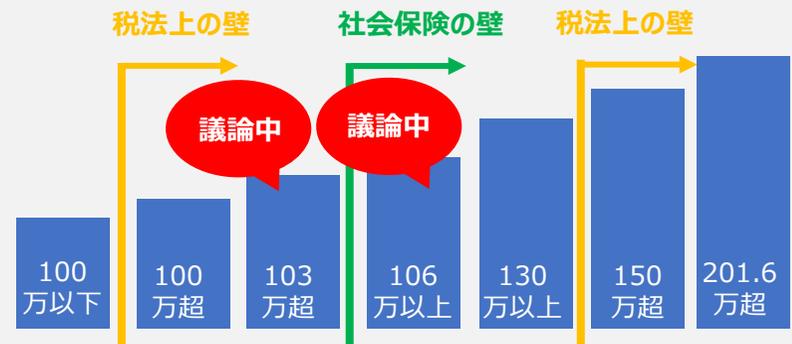
## CHECK !

### 様々な「年収の壁」と「働き控え」

現在話題に上がっている「103万の壁」「106万の壁」とは、税法と社会保険とでそれぞれ設けられている、納税や納付の有無を分けるボーダーラインである。現在行われている議論や今後の対応策について考える上でも、一度整理しておきたい。

これまで「年収の壁」によって年収を調整する労働者、つまり「働き控え」をする労働者がいたが、今回「103万の壁」が見直され、「106万の壁」も撤廃された場合、「働き控え」が一部解消される可能性がある。右記のような一部「年収の壁」が残存するとは言え、労働者が今後の働き方を見直す大きなきっかけになり得る。

パートタイマー等の短時間労働者を雇用する企業においては、労働者の今後の意向を早めに把握し、調整しておくことが望ましい。



人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、[jinjic@attax.co.jp](mailto:jinjic@attax.co.jp) まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。